

**第8回青森県地方分権推進シンポジウム**  
**基調講演 「地方分権改革の成果を活用せよ」**  
**講師：財団法人東京市政調査会理事長 西尾 勝氏**  
**月日：平成23年2月8日（火）**  
**場所：青森国際ホテル 萬葉の間**

●司会者

本日の講師は、財団法人東京市政調査会理事長でいらっしゃいます、西尾勝様でございます。

西尾様は、東京大学法学部をご卒業後、同大学法学部教授、法学部長などを経て、2006年より、財団法人東京市政調査会理事長として、現在に至っております。

皆様ご存知のとおり、地方分権改革の第一人者であり、また、地方行財政検討会議構成員、日本行政学会顧問、自治体学会顧問、「21世紀臨調」共同代表など、多くの要職をお務めでございます。

本日の演題は、「地方分権改革の成果を活用せよ」です。

西尾様、よろしくお願いたします。

どうぞ、大きな拍手でお迎えくださいませ。

●西尾氏

皆さん、こんにちは。

ご紹介いただきました財団法人東京市政調査会の理事長を務めております、西尾勝と申します。

こういうテーマで東京から講師として呼ばれますと、通常は東京の政府の諸機関で一体今、何がどこまで話が進んでいるのかということをお話してもらいたいというふうに期待されることが多いわけです。

現在は、地方分権改革推進委員会も既に解散してしまっておりまして、そういう審議機関は、今は総務省に設置されている地方行財政検討会議しか残っていないわけですが、私は、その地方行財政検討会議の構成員の1人でありまして、依然として、まだ議論は尽きておりませんで、そろそろ2月頃からまた会議が設定されるのではないかと予想しております。

残っている問題は沢山ありまして、地方議会を活性化するためにどう改革するのかというのでも依然として残っている大きなテーマの1つでございますが。もっと大きくは、日本の基礎自治体には市、町、村という区別が明治以来つくられているわけですが、この区別が果たして合理的なのかという議論があります。

そしてまた、市の中には、政令指定都市から始まりまして、中核市、特例市、そして一般の市というふうに4段階も市が区別されていると。これも果たして合理的な理由があ

るのだろうか。将来のことを考えると、少し、この仕組みについても見直すべきではないかというような、非常に膨大な、莫大なテーマが依然として、殆ど議論されずに残っています。

そういうテーマが片一方で残っているところへ、ご承知のとおり、こここのところへきて、都制という構想がやたらに流行り出しています。大阪都構想、中京都構想、そして全く驚いたんですが、新潟県でも新潟市長と新潟県知事が都制を志向すると。県と市を合併することについて合意したなどという報道がありまして、やたらに都制が流行り出しているという状況があります。

これは、政令指定都市はどうあるべきかということに密接に関連しているテーマなので、このことについても、何か回答を出さなければならないのかなと思うと、非常に頭が痛くなるテーマであるわけです。

そういうことをございますから、普通ならば、そういう東京で議論がなされていることについて解説するというのが私の役割なのかもしれませんが、お話にもありましたように、いろいろな分権改革の議論が行われ、結論はすでに出されていることもあるのですが、国会へ出た法案すら通らないという状況になっておりまして、これから一体どこまで、どういうテンポで、どのくらいのことが進むのか、誰にも予測できないという状況にあります。

したがって、今回の講演では、地方分権改革の動向には一切触れないということにしたいと考えたわけであります。

むしろ、これまでに既に行われきた地方分権改革の成果、あるいは恐らくこれから1、2年の間には確実に実行に移されるだろうと思われるような地方分権改革の成果をどのように活かしていくべきかということに焦点を当てたいと思ひまして、今回のテーマは「地方分権改革の成果を活用せよ」というテーマにさせていただきましたわけであります。

さて、これまでの地方分権改革の成果ということになりますと、何よりも、最近のことではなくて、1995年から発足をして2001年まで通算6年間活動した昔の地方分権推進委員会の勧告に基づいて行われた、いわゆる第一次分権改革というものの成果がまずあります。

これは、私もその時のメンバーの1人であったわけですが、2000年の地方分権一括法で法制化され、実施に移されたというものであります。

これは、様々な要素を含んでいたんですが、一番大きなことは、明治以来続いていた機関委任事務制度というものを完全に廃止したということが最大の成果だったと言っていいと思います。

ところで、機関委任事務制度の全面廃止ということが市町村や都道府県にとってはどういう効果を生むのかということではありますが、これには大きく分けて2つの効果があるわけであります。

1つは、自治体の条例制定権の範囲が、若干ですが、拡大したということであります。

もう昔のことなので忘れておられるかもしれませんが、機関委任事務とされているもの、つまり、この事務は国の事務であると。そして、従ってその事務を所管している国の各省大臣が細かなことまで指揮監督する権限を持っていると。実際に、その事務を執行するのは都道府県の知事であったり、市町村の市町村長であったりするわけですが、この人達に一応仕事は任せているんだけど、あくまでも国の事務を委任しているのだと。従って、最終的な責任は国にあるのだから、国に返ってくるんだから、従って、どういうふうに事務を執行すべきかということについても、詳細な通達通知を発して、この通り仕事を進めてくださいというふうに指揮監督する権限を大臣が握り続けているという、こういう事務だったわけですね。

こういう事務が都道府県の事務の7割から8割を占めているとか、市町村の仕事の3割から4割程度を占めているというふうに言われていたわけでありまして。

この機関委任事務だというふうに指定されたものにつきましては、地方議会は、これについて条例を制定する権限がなかったわけでありまして。ところが、この機関委任事務制度を全面廃止したわけですから、そして従来、機関委任事務であったものは、自治事務と法定受託事務というものに区分けされました。

従来から機関委任事務でなかった、いわば自治事務というものがあつたわけですが、今まで機関委任事務であったものの中の半分以上は自治事務に変わりました。残りは法定受託事務だということなんです。

この法定受託事務を除きまして、自治事務に新たになったものも加えまして、全て条例制定権の対象に含まれてきたわけですから、形式上、地方議会の条例制定権の範囲は拡大したということになるわけです。これがまず第1の効果です。

ところが、これは、意外に実際にはそれほど広がらないのです。機関委任事務ではなくなりましたから、その事務について何らかの条例を制定する権限は生じたのですが、いざ条例を制定してみようかと考えますと、国の法令が極めて細かいことまで決めてしまっている。法律そのもので決めているだけではなくて、それに基づく政令がありまして、そしてさらにその政令を補う省令が各省大臣によって決められていたりしまして、この法律、政令、省令、ものによってはさらに告示という形式で実に細かなことが沢山決められてしまっています。

そうすると、いわば国の法令が先に全部決めてしまっていますから、空白になっているような白地の部分というのは、あまり残っていない。条例を制定するとしても、白地の部分、国が決めていない部分について何かを決められるということなんです、殆どが決められてしまっているということになりますと、実際にはあまり条例制定権は実質的にはなかなか拡大しないと、こういう欠陥があるわけです。

そこで、機関委任事務制度全面廃止のもう1つの効果があるわけです。

第2の効果というのが、レジュメにも書いておきましたが、実は、機関委任事務に限りませんけれども、様々な仕事について国は法律、政令、省令、告示を決めるだけではなくて、

その法令をこのように解釈し、運用しなさいということを示した、いわば通達通知というものを自治体に対して発しているわけです。

従来は、機関委任事務ですと、この通達にも忠実に従わなければならないというふうになっていたわけでありましたが、この通達通知には、以後、一切従う必要はないということに変わったのです。これは、自治事務に関する限り、今も昔から発せられた通達通知が膨大な数が存在しておりますが、全てこれは2000年の分権改革によりまして、以後は単なる国からの技術的な助言です。「このようになさった方が賢いやり方で、一番問題が生じない方法ではないかと思えますよ」というアドバイスです。そういう性質のものに全て一括して変えられたわけです。このことが物凄く大きなことなのです。

従って以後は、通達通知というものは、昔からのものもありますし、依然として沢山のものが発せられてきます。最近では通達通知などという形式ではなくて、Q&Aなどという方式でいろいろ自治体に沢山の文書が国から流れてきて、「これを参考にしてやりなさい」というふうになっているわけですが。これも一種の通達通知なんですね。

これは、「あくまでも参考にしてください」というふうに送られてきているものですから、十分に参考にすることはいいのですが、その通り従う義務はないのです。もしも、そうではない、通達が「このように解釈、運用しなさい」といっているのとは、別の方法で処理した方が、青森県においては、あるいは青森市においては、より一層、地域住民のニーズに的確に応えられるのではないかと思うような、何らか別の方法があったならば、青森県も青森市も遠慮せずに、そういう別の方法で処理して構わないのです。

あるいは、地域住民のニーズに応えるというのが、自治体にとって最も大切なことですが、それだけではなくて、別の効果もあり得ます。別のやり方をした方が、事務処理のコストが安上がりで済むという方法があるのならば、そちらの方法をお取りになった方がいいわけです。それだけ、市民が納めた貴重な税金を無駄なことに使わないで済むということですから、より有効に使えるということですから、そういう別の方法をお取りになった方がいいわけであります。

さらには、事務処理の迅速化と時間的にもかく今までは1か月ぐらいかけてやっていた仕事が、これからは1週間で決断し、どんどん処理することができるという方法が考えられるのならば、そういう方法をお取りになった方がいいわけです。効果は様々ですが、ともかく、もう少し別のやり方をしてみた方が賢いのではないか、ということがあったならば、通達の通りにやる必要はないのです。ただ、唯一制限がついていますのは、法令には違反することはできませんから、その県なり市なりが、「こういう方法でやってはいけないんだろうか」と、「こういう方法でやった方がいいんじゃないかな」と思う方法があった時に、それが法律に明らかに反しているか、あるいは政令違反だと明確に言われるか。省令違反だと言われるか、その恐れはないかということは、十分に慎重に検討しなければいけません。

ただ、法令はそこまで細かいことを決めてはいないと。そこは、県や市町村、自治体に

任されているというふうに考えられる場合には、何も遠慮せずに通達に示された方法とは違う方法をとっていただいていた方がいいわけです。

これが、機関委任事務制度の全面廃止の、私は最大の効果だと思っています。

2つの効果のうちの第2番目ですが、こちらの方が実は大きかったんだと思っています。しかし残念ながら、そういうふうにも全国的自治体の関係者は、特に職員は、まだそういうふうにも思っていないのではないかという気がします。

この通達通知に従わなくていいのだということが徹底していないというふうに思います。殆どの自治体、そして殆どの自治体の部、課において、従来どおり通達通知に従って仕事を処理しておられるのではないかと思うんですね。率直な所、私にはそういうふうにはしか見えない。

そうだとすると、この機関委任事務制度の全面廃止の効果は、まだ全く現れていない。現実化していないということになってしまうわけです。これは実は、「通達通知にその通り従う必要はありません」と言っているだけです。従っちゃいけないとは言っていないわけですから、決して別のことをやれと皆さんに指示しているわけではなくて、「従わなくてもいいですよ」と言っているだけなので、「従ってもいいんでしょう」と言われればその通りなんです。でも、全国の自治体の全部・課が従来どおり従っていたんだとすれば、この機関委任事務制度全面廃止という改革の効果は一向に現れていないということです。現実化していないということです。

ということは、住民から見れば、何にも変わっていないということです。何も市役所のサービスも変わらない。県の仕事の仕方も変わっていないとすれば、市民、県民には、まだ分権改革の効果は及んでいないということです。

そうだとすれば、どうして住民が分権改革というのはいいことだと思って、更に一層進めろというふうに住民が支援して下さるかと言えば、支援のしようがないと思うんです。分権改革って何のことだかよく分からない。県と国が争っているだけなのではないか。自治体と国が権限争い、あるいは財源の取り合いをやっているだけなのではないか。そんなこと、私達には何の関係もないというふうに、住民から見れば見えるのではないのでしょうか、ということです。

分権改革の成果をきちんと住民に示して見せない限り、分権改革を良いことだと言って支援する住民の声というのは出てこないというふうに思うわけです。

さて、そこで、何であれ「別途の方法」というものを考えなきゃいけないんですが、唯一、法令には違反してはいけないわけですから、例えば、鹿児島県の阿久根市において起こったように、明らかに法令違反だということを堂々となさるなんてことは、絶対にやっていただいているのは困るのです。これは、明らかなことです。

ですから、法令には違反しないようにと、気を付けなければならないという問題があります。

そのためには、自治体職員の法令を解釈・運用する能力というものがそれなりに高まり、

育ってこなければなりません。全国的にもそういう努力はなされておまして、国に総務省の外郭団体ですが、地方自治研究機構という所がありまして、そこが出しておられる雑誌に「自治体法務研究」という季刊誌があります。これはもっぱら、そういう自治体職員の法務能力を高めようということを目的にした雑誌になっておまして、いろいろな論文、あるいは自治体で行われた実践が報告されているわけですが、私を見る限り、「どうやら新しい条例をどういうふうにするか、どこでどういう新しい条例が生まれてきたか」そういう解説が中心になっておまして、この通達通知に従う必要がないのだということ、「通達通知に従わなければ、こういうやり方も可能なはずだ」という解説、論文、論考、記事、これがあまり載っていないということが、私には非常に残念なことです。むしろ、こちらの方が大事なことなのに、というふうに思っている次第であります。

先ほど、阿久根のようなことはやっていただいても困るのだと申しましたが、「いつ、いかなる場合にも絶対に法令に違反してはいけないか」と聞き直って聞かれますと、そうでもないケースというのがあるんです。

私が確実に申し上げられる例を1つ挙げますと、これも東北ですが、岩手県の遠野に岩手県立遠野病院という病院があります。この院長さんは、もちろんお医者さんです。貴田岡博史先生という有名なお医者さんであります。この方が遠野病院の院長になられて以来、地域医療に大変な尽力をされておられまして、そして、県立病院に外から外来する患者、あるいは入院して来られる患者さん達を診断・治療するだけではなくて、地域で在宅で寝たきりになっているお年寄りを往診するといいますか、地域に病院から出掛けていくという活動を始めた院長さんです。

はじめは、院長だけが出ていく。「院長だけ行かせているわけにもいかないね」というので、看護婦さんもついていくようになり、レントゲン技師さんもついていくようになり、今や病院のちゃんとした事業として外に出ていくということが起こっているわけですが、これは全国の公立病院の実践としても、先端的なことだったわけです。介護保険行政が始まって以来、特に全国的に知られたケースになりまして、全国から様々な方が視察に行ったところですよ。

この貴田岡先生が在宅で寝ている老人を診療に行くという時、レントゲンも持って行かれたわけです。寝たきりになっていらっしゃる方ですが、その方に関してレントゲン撮影をしようとしたら、通常、我々が身体検査で健康診断で胸の写真を撮ってもらうという時は、レントゲンの機械にこうやって放射線が当てられますね。あれが出来ないわけですね。患者さんは寝たきりになっているわけですから。

そこで、独特の装置を造られまして、上から、寝ている人の上から放射線が当てられまして、撮影するという方式をつくられたわけです、ご自身で。そして、それを持って行って、それを寝床の上に立てて、そしてレントゲンを撮るという方式を始められたわけです。

さて、これは素晴らしい実践だから、いろいろな人が視察に来て、同僚の医学界のお医者さん達も見に来ましたし、その当時の厚生省の担当の役人達も視察に来た。見に来て、

実際にやっているのを見て、厚生省の役人も「違法だ」という。同僚のお医者さんも、「これは違法だ」という。「法律違反だ」という。だけど、「そうかい」と言って、ずっと平然と続けたというんです。これは、絶対的な自信を持っておられたわけですね。レントゲンですから、患者さん自身も必要最小限の放射線に曝露されるということが必要ですから、他の部分には当たらないように防御しなければなりませんし、それを撮影したりするお医者さんや家族の人達も、その放射線を浴びてはいけないわけですから、それは完全に放射線が当たらないようにしていなくちゃいけない。そういう安全面で絶対に誰にも被害がないというふうに、貴田岡先生は確信を持っていたんですね。ですから、そのやり方を続けた。

そういうやり方を認めない限り、地域医療は進まないということを視察に行った人も皆分かったわけですよ。今のレントゲン撮影の方法として法令が決めているやり方からいえば違法なんです。ですけど、それが違法であったら、そういうことが出来ないということなんです。本当にそれでいいんだろうかということも皆が考えた。

そしてこれは、貴田岡先生が言うとおりの、患者にも回りの人にも医療技術者達にも何も被害がないかどうかという検証が行われたわけです。そして、被害がないということが確認されて、以後、これは合法化されているんです、今日では。この貴田岡先生がやったことは、今は違法ではありません。でも、この方が始めてから、初めてそういうことが必要だということが分かり、今までのレントゲン撮影は、「こうやりなさい」と決めていた。それでは地域医療は出来ないということになって、これで突破口が開かれたんですね。

だから、こういう違法を承知の上で突破口を開いていくという実践も極めて貴重なことなのです。ただ、それは「誰にも被害が及んでいない」と、「これを違法だと言っている法令がおかしいのだ」という確信が持てない限り、なかなかやってはいけないことなのでありまして、一般的には、法令に違反しないように気を付けながらしなきゃいけないということは、念頭においていただきたいと思います。

ただ、県の職員にしろ市の職員にしろ、そういうことに長年慣れていなかった方々は、やっぱりどこかで自信がなくて、法令違反ではないと言い切れるかということがあると、ちょっと心配になって市町村なら県庁の担当課に「いいでしょうか、こうやって」と、「通達とはちょっと違うことをやるんですけど」と言うと、大体、今度は聞かれた県は、本省に問い合わせます。本省が駄目という、今度は市町村に駄目と言って答えると。そうすると、大体、皆、諦めちゃうということが殆ど行われていることではないかと思うんです。

しかし、通達通知に従う必要はないと。その通りやる必要はないと言った時は、実は法令に違反してはならないということなんです。誰が法令に違反しているか、していないかというのは、最終的に誰が決める権限を持っているのかということ。もう国ではないのです。国も「こう解釈すべきではないか」と、担当の省は考えるでしょうが、都道府県の担当者が都道府県の立場で考えたらそうではなくて、「これも合法なのではないか」と考える。市町村の職員が考えたら、「ここまでは許されるのではないか」と考えると。そういう

解釈が分かれてくるというのは、当たり前のことなんです。それじゃ最後の決着がつかない、どうするんだと。「青森市がやっていることは違法だ」と厚労省が言って、「止めなさい」と勧告をしてくる。勧告しても「止めない」というなら、是正の措置要求をしてくる。「止めなさい」と命令する、というようなことになってくるわけですが、それでも国の言い分はおかしいと思うのならば、最後は裁判所で争えるようになっているわけです。これが第一次分権改革の最大の成果なんですね。法令の解釈について、国と県と市町村は対等だということです。法令の解釈についてですよ。実力について対等だなどということは、どんなに分権改革が進んでもありません。国は究極的な立法権を持っていますし、一番お金を集めうる財政力を持っていますし、国の力が強いことは当たり前です。それから見たら、都道府県も市町村も力が弱いことは、これからも変わりません。しかし、法の下において平等だと。法令を解釈する権限において対等だということなんです。ですから、そこに見解の違いがあったらば、まず国地方係争処理委員会に申し出てくださいと。そこが判断をしますと。もし、その判断にも依然として自治体は不満だというのならば、どうぞ裁判所に訴えてくださいと。裁判所で国と争いましょうと。どちらの法令解釈が妥当かということを決められるのは、裁判所しかありませんというのが、今の制度です。分権改革以後の現在の制度です。国が「これは違法だ」と言ったら、違法だと決まるわけではないですね。裁判所が判決で違法だと言わない限り確定はしていないということです。

ですから、そこまで変わったのですから、もっともついろいろなことを各県、各市町村が全部自主的に試みられ始めたならば、おそらく国から、各省から、「あれは違法なんじゃないだろうか」という意見が出てくるケースというのは、もっと沢山出てきている可能性があるわけです。そしたら、国地方係争処理委員会にどんどん事件が持ち込まれてきたり、裁判所で裁判になっているというケースが出てきて、普通なんですね。

でも、この制度ができて以来、国地方係争処理委員会には、ただ一件しか出ませんでした。それが横浜市が持ち込んだ事件だったんですが。それ以来、全くありません。2号、3号、4号と。国地方係争処理委員会の委員の人がちゃんと任命され続けているんですが、ずっとここ10年開店休業で、何の仕事もありません。

つまり、自治体と国の間に争いが起こっていないということです。ということは、争うほどの自主的なことをやってみていないということです、自治体の方が。

そうだとすると、いくら分権改革をこれから続けても、その効果は出ないのではないだろうかという危惧があるわけです。

したがって、まず今からもう忘れておられるのかもしれないのですが、通達通知にはその通り従う義務はないのですと。是非とも、「そうじゃない方が賢いやり方じゃないか」と思ったならば、どんどんそれを実行してみたいということをもっと頼みたいというのが第1点目の話であります。

ここまでは既に起こった改革です。これからお話しするあと大きな2つの点は、これから多分、近いうちに起こるだろうという改革であります。



その1番目が、「法令による義務付け・枠付けの見直しの成果を活用せよ」という話です。これは、今、2段階に分かれておりまして、地方分権改革推進委員会が勧告をしまして、それに基づいて政府が、「ここまではやりましょう」というふうに決断をして法案化されているわけですが、この中でも地方6団体が要望してきたことは優先的にやろうということで、そのうち「これはやるべきだ」と決めたことがまず最初の法案として、国会へ昨年から出されていたわけです。そしてそれ以外の、地方6団体から要望があったこと以外の地方分権改革推進委員会とその事務局が、「これも変えるべきだ」と言って出してきたものの中から、「ここもやるべきではないか」というものが更に新しい法案として国会へ出されていくというふうになっているわけです。

これは、今の国会の状況ですから、この政権の状況ですから、いつの時点で成立するか何とも言えませんが、いずれこれは成立するだろうと思うんです。それほど、この件で与野党の対立があるというふうに思いませんので、一旦、国会が回転し始めたならば、いつか成立するだろうと思うわけでありませう。

この法令による義務付け・枠付けの見直しというのは、実は先ほども言いましたように、通達通知には従わなくてもいいことになったんだけれども、その基にある法律、政令、省令、告示には忠実に従わなければいけないことは変わっていないわけです。それが実にまた、細かいことまで決めてしまっていると。だから条例制定権の範囲も実質的にはあまり広がっていないという状況にあるわけですから、次の目標は通達通知退治ではなくて、そのもう1つ先の政令・省令でやたらに細かいことを決めていくという部分を何とかもう少し大雑把な決め方に変えてもらえないだろうか。

そうすれば、自治体が条例制定する余地も広がってきますし、自治体の裁量権がもう少し大きく広がってくるということになりますので、この法令による細かな決め方というものに挑戦しようというのが、この改革の狙いだったわけでありませう。

地方分権改革推進委員会の第三次勧告でさしあたり見直しを求めた件数は900件弱の事項であります。このうち、全国知事会と全国市長会が見直しを求めた事項は100件余りでしかありませんでした。ここがまず問題なんですね。「この100件ぐらいのうちの95%ぐらいは改革すべきだ」と委員会は言い、そのうちの、政府が「その通り見直そう、変えよう」と言ったのは、実は5割強ぐらい。そして、「その通りではないんだけど、部分的には変えます」といったものまで含めると7割台になっているという成果なんです。これは既に法案に出ています。残っている部分について、さらに次の法案として国会へ出されていくことになっているということなんです。

この委員会が、政府に改革を求めた900件余りの中で、自治体から、ここを変えてくださいと言ってきたのは、100件余りでしかなかったということなんです。これは、非常に意味では深刻なこと。「地方6団体から出てきた意見」という言い方を私はしましたが、この件に関する限り正確に言うと、意見を出してきたのは知事会と指定都市市長会と市長会と、その3団体だけです。全国町村会は改革要望意見をお出しになりませう。

した。それから、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村議会議長会は、一切、意見をお出しになりませんでした。出したのは、知事会と指定都市市長会と市長会だけだったということなんです。この3団体はともかく、ここを変えて欲しいという要望を出してくれた。その中でも、保育所の基準を緩めて欲しいということは、物凄く多くの自治体の強い願望であったわけですが、ここは厚生労働省のガードが物凄く固くて、その通りになかなかならないという世界ですが、ともかく「100件のうちの7割方については今度変える」と政府も決断したわけですね。ここについては、この要望を出した市なり県なりは、「それが緩められたらうちはこうしたいんだ」と、「こういうことが出来るんだ」ということを頭においていらっしゃるわけです。だからこそ、強く求めていらっしゃるわけです。ここは、ですから、法律で改革がなされれば、直ちにその成果を利用させてもらおうと思う県や市があるということは、幾つかあるということは確実です。全市がそういうことを活かそうとするか、全県、そういうことをお考えになるかどうかは別ですが、ともかく使おうと思っ

ていらっしゃる団体がいらっしゃるということは確実です。でも、この100件余りを除いたあとの800件ぐらいは、委員会自身が「ここも変えるべきじゃないか」と思った。あるいは、委員会を補佐していた事務局の職員達が「やっぱりここも変えるべきじゃないか」と思って拾い上げたものなんです、全部。このことについては、自治体から希望が出ていたわけじゃないのです。そこも今度は政府が変えます、各省が。これも半分以上は委員会の言った通り変えます。一部分は変えるというところまで含めると、7割ぐらいは変えます。

しかし、これを変えた時に、全国の都道府県、市町村は、これを利用してくださるでしょうかという危惧があるんですね、私にすれば。一所懸命改革を求めて、「国会も何とか尽力して、早く通してください」と言っているのですが。法律は出来た、その時に本当にお使いになるのだろうか。あまり確信が持てないのです。もともと希望していらしたわけではないんですから。「そこが変わった」と、「それは良かった」というふうに思っ

てくださるかどうかが、ということです。さて、この第二次勧告の中には、先ほどの保育所の各種の基準のように、施設に関する設置基準というのがあります。1人当たり何㎡以上とか、天井の高さは何m以上とか、階段の上げは何cm以下でなきゃいけないよという建物関係のことから含めて、職員をどれだけ配置しなさいということ等々、いろんな基準が施設に関してあります。この施設に関する基準というのは、多くが最低基準という性格を持たされてきました。つまり、いわゆるナショナルミニマムであると。だから、全国津々浦々、どこの県であれ、どこの市町村であれ、あるいは民間事業者であれ、この基準を守ってもらわなければいけないということ。ミニマムであると。これ以下のものは認めないという性質の基準として打ち出されてきたわけです。絶対的にこれに従わなければならないものだったわけです。

でも、「本当にそうだろうか」と。「本当にそこまで全国津々浦々例外なく従わなきゃ問題が起こるでしょうか」と、「そうではないのではないかと。様々な問題について、地域

的に問題は非常に起こり方が違います。その違う事情に応じて「もう少し柔軟な対応をした方が実際的な解決になるのではないか」と思われるようなことが、いろいろとあります。

したがって、これを一律最低基準としてきたんだけど、「そこを見直していくべきなのではないか」ということで、基準の類型分けをしたのです。まず初めに、「これは明らかに最低基準ですね」と。やっぱり、「今後も全国隅々守ってもらべき基準ですね」と。それは、今後は「従うべき基準」という言い方にしましょうと、いうふうにしたわけです。これが従来の最低基準です。これが「従うべき基準」です。

そしてそのほかに、「標準というものを決めましょう」というのと、「参酌基準というものを決めましょう」という2種類のもので別に出てきたわけです。従来は、全て「従うべき基準」だったものの中から、「標準に変えましょう」といったものは、「全国、原則としてこれを望ましい目標として追求して欲しいんだけど、地域の様々な事情によって、そうはいかないとか、そうしない方がむしろいいとか。何らかの正当な理由がある時は、そうじゃないことをやってもいいですよ」というのが標準というものです。つまり、例外を許容しているということです。法律が決めたのは、あくまで原則的な基準であって、しかし「必要があれば、理由があれば、例外が許されます」と言っている。そういう例外が認められるというのが標準だと思ってください。

3番目の「参酌基準」というのは、「参酌」という言葉が適切な言葉かどうか分かりませんが、現に子ども園の制度で法律が使った言葉なんです。現行法令の中に出てきた言葉なので、それを活かしているわけですが。「参考にしてください」という基準です。「一応、これを頭において参考にしてお判断ください」と言っている基準でありまして、「その通りやる必要はない」という基準です。その代わり、この法令が決めている参酌基準とは別の基準で、「青森県はいたします」とか、「青森市はします」という時は、議会にちゃんとかけて、県の条例として、市の条例として、それを決めてくださいと。「うちは、参酌基準どおりではいきません」と。「別の基準を県の基準として立てます」と。「市の基準として立てます」と。そして、そういう条例を制定して、堂々とそれでやってくださいということなんです。

つまり、議会にかけなきゃいけないということは、議会にも、そして議会を通して県民なり市民なり、住民に対して、「うちは国の法令はこういう基準を参考として示しているけれども、そうじゃない基準をとった方が問題を解決するのに役立つのだ」と。「うちの場合にはこうした方が良いのだ」ということを住民に十分説明した上で納得してもらって、別個の基準をお作りになって、それでやってくださいということなんです。これが「参酌基準」です。

さて、こういう制度がいずれ1、2年ぐらいしたら、こういう制度が現実化してくるということになります。その時、先ほどの通達通知に従わなくてもいいのと同じなのですが、全国の自治体が「参酌基準」と言った時に、これと別の基準を自分で考えて条例でお決めになるだろうか。そういう自治体がどれだけ出て来てくれるだろうかということに、非常

に危惧があるんですね、心配があります。「通達通知に従わなくてもいいですよ」と言っても皆さん従っているというのが大半だとすると、「参酌基準ですから、この通りでなくていいですよ」と言っても、「この通りでもいいんでしょう」と言われたらその通りです。「この通りでいい」とおっしゃるなら、「どうぞそのまま結構です」と答えざるを得ません。この時は、条例も作る必要がありません。「国の法令に従って淡々とそれでやらせていただきます」というところは、それで済んじゃうわけです。

そうすると、「それでいいじゃないか」という県が市が、続々と出て、殆どが大半がそうだとということになると、これまた分権改革は、物凄い手間をかけて、物凄い膨大な法案を国会で審議していただいて改革はしたんだけど、実際は何も変わらないということになるかも知れないですね。これが大きな危惧です。

本当にここを活かしていただかなければ成果が生まれません。成果が生まれませんということは、地域住民は分権改革の効果を何も受け取らないということです。何の変化も起こらないということです。県や市が、それを活かそうとされた時に初めて変化が起こるということなんですね。

そういう性質の改革だということを是非頭に入れていただいて、出来るだけその成果を、微々たる成果と思われるかもしれませんが、それを活用する道がないかということに知恵を使っただきたいと思うわけでありませぬ。

以上、通達通知に従わなくてもいいのですということと、法令による基準も段々弾力化されてきますから、その弾力化されたことを活かしてください、という2件を言いました。

これら2つの改革は、いずれも自治体に新しい義務を課する改革ではないわけですね。新しく「これをしなさい」と言っている改革ではないのです。「皆さんが、今まで縛られてきたことを少し自由にします。縛りを弱めます。だから、あとは弱めた所はご自身の判断でご自由に行動してください」というふうに、自治体の自由度を高めようとしている改革です。ですから、何ら新しい負担を皆さんにかけているわけではないという意味では、まことに分権改革に相応しい改革なのですね。

ですけれども、この種の改革の欠点は何かといえば、効果がなかなか現れないということなんですよ。皆さんがそれを活かそうとしない限り効果が現れないということなんですよ。変化が出ないということなんですよ。これが欠点なんです。自由を皆さんに与えているんですから、趣旨としては良いことのはずなんですけれども、使ったださらない限り効果は現れないという弱点を持っているということなんです。

さて、従って、こういう改革ばかり続けているだけでは、本当に分権改革は進むのかという問題が出てこざるを得ないですね。

3番目に挙げている例、これもやがて、多分、遠からず実現すると思っているわけですが。「基礎自治体への事務権限の移譲の成果を活かせ」というのも、これからの課題です。まだ実現しているわけではありませぬ。

今まで、都道府県が行われてきた仕事をもう少し市町村、基礎自治体である市町村に下

ろすべきではないかというふうに考えました。特に、日本の基礎自治体を先進諸国の基礎自治体と比べてみた時に、日本の基礎自治体の方が非常に幅広い仕事をしているんですけども、日本の自治体は決して情けない自治体ではなくて、よその国の自治体よりも幅広い仕事を受け持ってやっています。あまり自由がない。国が決められたとおりの仕事をさせられているという面が非常に強いわけですね。そのくせ、実はほかの先進諸国の自治体なら殆ど持っている基本的な権限というものを日本の市町村は持っていないというところがあります。その代表的なものは、まちづくりに関する権限です。もっと堅く言えば、都市計画決定をする権限という、都市計画法上の様々な権限。建築基準法で建物を建てるという人の建物を規制する権限。屋外広告物の規制をする権限等々。あるいは景観条例で定めるような規制等々、まちづくりのハードの側面に関するような権限を基礎自治体というのは、通常持っているものなのです。それを持っているのが基礎自治体なんです。でも、それを日本の自治体は殆ど与えられてこなかった。明治以来、国の権限だった。下りてきても都道府県の権限に止まっています、なかなか市町村の権限にまで十分に下ろされていないという世界がある。これは、都市計画法・建築基準法等々の都市的な規制法だけではなくて、農地である部分については農地法と農振法による規制と言うのが土地利用に対して厳しいものとしてかかっています。森林には、森林法がかかっています。保安林、その他の規制がかかっています。こういう土地の利用に関して計画を作り、計画に基づいて規制するという、広い意味でのこの種の権限。これを一括して基礎自治体もつべき権限だと、私は思っているわけです。これが日本の基礎自治体に欠けている最も根本的な問題だというふうに思ってきましたので、できるだけこれを一括して、基礎自治体に下ろしたいと考え、努力しました。

もう1つは、広く言えば社会福祉、保健関係のようなことは、できるだけ基礎自治体に下ろすべきではないかというふうに考えて、これまで都道府県が持っていたものをできるだけ、「これは政令指定都市までは下ろしましょう、これは中核市まで下ろしましょう、これは一般の市まで下ろしましょう、これは町村まで含めて全部に下ろしましょう」というような改革案を委員会が作りまして、政府に勧告をしたわけです。

これまた、国の各省は抵抗しました。しかし、今の民主党政権は、各省の官僚達を説得しまして、委員会の勧告どおりになったのは、約半分以上です。そして、勧告どおりには移譲はできないけれども、一部は従いますというものまで含めると7割方のものが今度、実行に移されるという形で法案が国会へ出されてくるということになります。

実は、一括して下ろしたいというふうに思ったんですが、都市計画関係のことはかなり下ろせそうです。しかし、農地法の農地転用許可権限を県から全面的に市町村に下ろすというのは、頑として農水省は許しませんので、今回もまた下りてこない。なかなか揃って下りてくるというふうに上手いかないのですけども、今までは下りなかったものが、これから下りてきます。青森県には政令指定都市がありませんから、一般の市に下りてくるものは、政令市や中核市に下りてくるものから比べれば、まだ狭いかもしれませんが、

この分権一括法が国会を通りますと、青森県から青森の市町村へある範囲の仕事が下りてくるといふことになります。

これは、今まで県がやっていた仕事ですから、市町村はこれまで処理したことがないという仕事の下りてくるといふことになります。しかもこれは、自由にしているのではなくて、強制的に都道府県から剥奪するんです。今までは「県にやりなさい」と義務付けていたものを、「もうあなたはやらなくてもいい」と言っただけで、県から奪い取るわけですね。そして、これを今度は市にあるいは町村に「やりなさい」と言っただけで新しく義務付けるという改革です。

ですから、全体に義務付け、枠付けをなるべく減らしたいという趣旨からいけば、これは、この件に関する限り、新しい義務付けなのです。県から権限を奪うという話ですし、市には「与えてあげる」と言えば聞こえはいいですが、別の言い方をすれば、「やりなさい」と義務付けるということなのです。これは、確実に動いちゃうんです。「国会が法律を制定してできました」と。「さあ、やりなさい」と言ったら、明治以来、皆、県は文句言います。やりたくないんですから。市に何で下ろさなきゃいけないかと、各県は内心皆そう思っているんですから。これは奪い取られるんですね、県は。嫌々ですけども、奪い取られちゃうわけですね。

今度は、市も「受け取りたくない」と言っている自治体にも、「受け取れ」と言っただけで渡されるということですね。明治以来、ずっとこれをやってきたんですけど、文句は言うけども、皆従うんですね。従わざるを得ないわけですね。法律でそう決まってくるわけですから。そして、地方交付税の計算も、そういう前提で皆、県からは外され、市町村に配られるということになりますから、そういうふうになり換えられますから、これは全部が従います。従いますので、これは強制なんですけど、この時、その趣旨は、基礎自治体に下ろした方が、より一層良い効果を生むはずだという確信に基づいて改革をしようとしているわけですね。

さて、しかし市町村は、これまではやったことのない仕事の下りてくるといふことになれば、それなりの準備期間をもって、対応しなければなりません。普通やるやり方としては、市町村職員を2年前ぐらいから県庁のそういう部局に派遣して、県庁の職員の人と一緒に仕事をして覚えてきて、事務が下りてくる時には、市町村に戻ってきて、それを担当するというふうにするか。あるいは、暫くは県から職員を派遣してもらって、市町村に。「仕事と一緒に人も下ろしてください」と、経験のある人に来てもらって、その人と一緒に仕事をしながら市町村がその仕事を覚えていくという、こういう努力をしなければならぬということですね。これをある程度事前から準備をして、用意してこなさなきゃいけないということがあります。

ただ、そうやってやるだけでは分権改革の効果は何もまだ出ないわけですね。何のために下ろすのかということを考えていただかなきゃいけないわけですね。県がやっていた時よりも、市町村が担当した方がより良い効果を生むはずだということの下ろすんですね。だから、より良い効果を生まなきゃいけないわけですね。ということは、県では出来っこないことが市町村では出来るはずだという前提です。

例えば、私の、自分が住んでいるまちから事例を挙げます。

私は東京都武蔵野市という所に住所をおいて住んでいるんですけども。武蔵野市は13万4千ほどの人口のまちですから、いわゆる建築確認業務というのは、する義務のない市でした。それは、広域自治体である東京都が事務所を作ってやっている仕事でした。

ところが、武蔵野市はいろいろマンション紛争等々起こしまして、まちづくりに非常に努力をしてきた自治体なんですけども、この建築基準法に基づく建築確認業務というのを自分でやりたいというふうに考えるようになったわけです。そこで、東京都と折衝しまして、「武蔵野市は自分でやりたいので、武蔵野分は武蔵野に任せてくれないか」ということを15年ぐらい前ですかね、決断をして下ろしてもらいました。今は、建築主事というものを市役所に置いていまして、建物を建てるという人達が建築確認の申請をしてくると。それを市が確認をしてやっているという状況にあるわけです。

これは、建物の設計図、改築したい、新築したいと言って出てきたものの図面を建築主事が点検をして、建築基準法に定めている基準を全部クリアしているかどうかということをチェックして、クリアしていたら確認を下ろさなきゃいけないという業務なんです。もっぱら建物の安全性等々をチェックするための業務ということになっているわけです。

これが下りてくるだけなら、それは東京都の事務所がやっとうと、武蔵野市役所がやろうと、市民にとってもあまり関係はありませんし、市政にとっても格別プラスになるということはそうそうないわけです。都よりも市の方が厳密にやっとうと、違法建築物を出来るだけ抑えるよ、という効果が期待される程度に留まるかもしれません。しかし、実はそうじゃないんですよ。この建物を建てるということに伴って建築確認を下ろす時に、いろんな行政指導を市はやってきたわけです。宅地開発指導要綱というものを作って、これに従って「業者は、マンションを建てようとする人はこれに従ってください」と。「住宅団地を新しく造ろうとするデベロッパーは、この基準に従ってください」と。「道路は何m取ってください」だとか。「大規模なものだったら、学校用地出さない」とか。「マンションを建てるなら児童遊園用に近くにそれだけの土地を出さない」とか。いろんな行政指導をしてきたわけです。

ところが、最後は行政指導に従ってくださる業者もいますが、どうしても、「何で従わなきゃいけないんだ」と。「法令上、そんな義務、どこに業者にあるか」と言って戦う業者が出てきますと、なかなか話がかからないわけです。その時、最後に建築確認を下ろさないと握っていることによって行政指導しているわけです。それをもう少し円滑にやりたいと。それを東京都が持っていたのでは、東京都が「もうこらえきれないから下ろすよ」と。「確認出すよ」と言われると、そこで武蔵野市の行政指導は終わりになるわけです。

これを自分で権限を持って、もう少し良い行政指導をやりたいというのも1つの動機でした。これは、今、その通りにはいっていませんが、もっと別の所で活かしているんですよ。実は、ちょっと話が細かくなりますが、道路行政をやっとうと、やる方ならすぐ分かると思いますが、2項道路という言葉があります。第何条第2項にあたる道路という意

味なんです。というのは、幅員4m以下しかない小さな道のことです。日本の住宅地の中には往々にしてそういう幅員の狭い道がまだ残っています。家を建てる時は、道路に面してなきゃいけないのですけども、幅員4m以上ある道路に面してなきゃいけないことになっているんですね。ところが、現実には幅員4m無い道路があって、その両横に家が建っています。さあ、ここで改築が行われる。あるいは、そこがいつぱん潰されて、新しい家が建つという時、この4mない道路の場合は、中心線を確定しまして、中心線からそれぞれ2m、建物の壁面というか、庇の線ですね。一番の出っ張りは、道路の中心線から2m以上引っ込まなくちゃいけないというルールがあります。そういうふうに建築確認を出してくる図面が、そうならない限り、確認は下りません。

ところが、それをやっているんですけど、実際には道が広がらないんですよ。東京都が確認していた時には、広がりませんでした。確認は家の設計だけを見てチェックしているんですね。2m引っ込ませるでしょう、建てるでしょう。その後に垣根を作り直すんですよ。そうすると、元の道の幅の所へ垣根を作っちゃうんですよ、塀を作っちゃうんですよ。道路は広がりません。垣根だとか塀だとか、石垣だとか、コンクリート塀、何であれ、塀まで建築確認で審査するものではありませんから。全く審査の対象外ですから。それは確認業務と関係ないんです。ですけども、武蔵野市が確認業務をやっている時は、どこで家が建てられるか、その設計図が出てきて確認を求めてきているということは、市のその所管課から道路課へ直ちに連絡されます。道路課は出張ります。中心線を測定して、2mという測量をします。杭を入れちゃいます。それだけでも、まだ確実じゃないんですが、L字坑の石を入れちゃうんですよ、市が。そうしたら、新しく家を建替える人は、この側石よりも垣根を引っ込めなきゃいけません。これを武蔵野市は確実にやり出したんです。そしたら、細い道がどんどんどんどんと、徐々に徐々に広がってきています。これは、自分が確認をやり出した成果なんです。でも、こういう建築確認業務と2項道路という狭い道路を消防車も入れる道路にどんどんどんどん改良しようという事柄と別々のセクションが別個にやっている仕事なんです、市にすれば、その連携さえやれば解決しちゃうんですね、いつぱんに。これが、基礎自治体のまちづくりというものなんです。

ですから、都市計画上の権限が下りてくる、構造物規制の権限が下りてくる、何が下りてくると。その業務を県がやっていたとおりにやればいいという問題ではなくて、それを市町村がやる場合に、どういう問題と関連しているんだということをよく考えて、その連携をどうやったら上手くいくかというふうに考えて仕事をしていかれると、県では絶対に出来なかったことが出来るようになるということなんです。「それを期待しているから市町村に下ろしましょう」と言っているということなんです。

ですから、是非、そこを理解して、今度、下りてくるというものは、すでに県から市町村に説明がなされていると思いますが、これが本当に現実化してきたら、その準備を始めなければいけないわけで、その時に、そういう仕事の下りてきたら、一体何が出来るのかということをお考えいただきたいというのが、3番目に申し上げていること



です。

4番目には、以上を総括をして、レジュメでは4番目に、そういうふうに「別途の方法」とか、「別途の基準」を立てて、是非とも、あるいは新しい仕事の処理の仕方を考えて、改革の成果を活かしてくださいということを申し上げたわけですが、こういうことをしていくためには、実は、国の政策とは別にそれぞれの自治体の政策というものが確立されているということが前提になる。もっと簡単に言えば、「本当は自分はもし自由ならば、こういうふうにやりたいんだよね」という様々な夢がなければならない。「国の余計な法令やら補助要綱やら、何やらの制約がなければ、お金があれば、是非学校はこういうふうに作ってみたい」とか。様々な夢があると思うのですけれども、そういうものが1つ1つのことについて、「うちが自由に出来るのならば、こうしたい」と。「こうすることが、この地域では最善じゃないか」と思うことが、頭の中にあるということが肝心なのです。でも実際は、なかなかそうなっていないで、「自分達の仕事は国の法令で決まってきたこと、国の権限から下りてきたこと。それをこなすのが役所の仕事だ」というふうに思っていると、そういう発想が一切出てこないということになります。

そうではなくて、自治体の仕事というのは、その地域住民のニーズに応えるということが最大の仕事ですから、「一体このまちの住民が、最も切実に今求めていることは何なんだろう」ということ。そこが全ての出発点です。「ないよりはあった方がいいよね」というような施設は、挙げてご覧なさいと言えば何でも沢山挙がってくるでしょう。しかし、「実際に本当にそんな施設が欲しいのか。そうじゃなくて、もっとすぐ解決して欲しいと思う深刻な問題がほかにあるのではないか」という、本当に住民が切実に望んでいるということが何なのか。それをまず把握することが自治体の関係者としては最大の仕事です。

そして、それを解決するためには、一体何が出来るんだろうと。住民は様々な願望、欲望、要望を持っていらっしゃるでしょうが、中には、とても国、都道府県、市町村を問わず、凡そ行政が、政府が応えられる性質のものではないという問題もあります。

しかし、「やっぱりこれは公共的な機関がきちんと応えて、公共的に解決しなければいけないのではないか」という問題だ」というふうに思われたら、「市として一体何が出来るか、町村としてどこまでのことが出来るか」ということを考える。

その時、「国の法令で何か、この問題を解決するために使えるものがないか」とか。「国の補助金の中でこれに最も上手く使えるものはないか」とか、利用するものとして考えていくということが重要です。それをまず執行するという考え方ではなくて、問題が先でありまして、「それを解決するために自分の力だけでは出来ない。その時、県からのこういう援助、助力があれば、国のこの助力があれば解決出来る」というふうに組み立てていきまして、解決方法を考えるということが最も重要なのではないかと思うんです。

そして、最大限の努力をして、「何とかこうしたいんだ」という夢がありましたら、それは議会にも説明できますし、住民そのものに、「本当はこうしたいんだ」ということも説明されて、「しかし、今の国の法令では、これが許されないんだ」と、「許されていないんだ」

と。「いくら我々が良いと思ひ、そしてやりたいと思つても、これは今の法令の下では出来ない」ということをご説明になつた時に、その構想が住民から見ても「魅力的だ」と。「そうした方がうちの場合にいいんじゃないか」というふうに住民が支持して下さるといふものだったとします。その時、「それを国の法令が禁じている、縛っている、それは不合理じゃないか」と住民が思つて下さつた時、初めて「分権改革をもっとやりなさい」といふ支持が住民から出てくるようになるんじゃないかと思ふんです。

是非、そういうふうにお考えいただきまして、これまでの改革の成果を活かし、これからすぐ出てくるであろう改革の成果を極力活かすことをお考えいただきたいということが、本日の私の話の趣旨であります。

いろいろ分権改革の成り行きについても悲観的な見方がありまして、「民主党政権になって以来、何も進まない」といふふうになつて、今、法案化されているものではなくて、「地域主権戦略会議で決めるとか言つていたひも付き補助金の一括交付金化とか、国の各省の出先機関改革問題といふのは、ちつとも進捗しそもないじゃないか」とか、「自治体が望むような姿になりそもないじゃないか」とか、いろいろ言われます。ありとあらゆることに「進まないな、進まないな」といふ悲観的な話ばかり出てくるわけでありまして、私も依然としてその一端には関係していますので、逃げることは決してできないのですけども、少し改革の、これからのテンポについて一喜一憂しているのもどうかな？という気はするのです。もう少し、大らかに考えると、分権改革などといふのは、大変難しい構造改革なのでありまして、一所懸命行われたとしても、まだ何十年もかかる改革なのではないかと思ふんです。そんなに騒いだらすぐ出来るといふような性質のものではない。抵抗は非常に強い。抵抗する側にも理由があるんですから。例えば、保育所の基準について、分権改革を進めている側は「基準を緩めろ」と言います。しかし、福祉関係団体の方々は、皆、「基準を緩めるのはとんでもない」と言つて反対しておられるわけです。それは、厚生労働省の職員の言うことも、それを支援している福祉施設の関係者の職員の人にも言い分があるのです。「基準を緩めろ」と言つている方にもそれなりの言い分があるのです。この、どちらを取るか、長期的にどっちがいいか、どこに折り合う所があるか、といふ問題でありまして、そう単純な問題じゃないんですね。分権を推進している人が全面的に善玉で、抵抗しているのが皆悪玉なんていふ簡単な話では決してないのです。私は推進派ですけど、分権改革の依然として推進派ですけども、分権改革万々歳で、反対している人は悪人といふ世界の話ではないのです。皆にそれぞれ考え方と理由があるのです。それを納得してもらいながら徐々に変えていくしかないのですね。分権改革を少しずつ進めてみる。「進めてみたら良い結果が生まれたじゃないか」といふことを実証していかなければ進まないのです。

ですから、「なかなか進まないな」と言つているだけではなくて、少しは進んだものを積極的に活かして、やっぱり分権していくことは、長期的に見て良いことなんだといふことを国民に理解していただくといふ努力が必要なのではないかと思つております。

そして、一番最後に、国と地方の関係、自治体が本当に自治体らしい自治体になるためには、税財源問題の構造がきちんと組み替えられなければどうにもならないというのが、最大の問題でありまして、ずっと残り続けている問題であるわけですが、日本の財政状況、経済の状況と財政状況は、ご承知のようなとおりのことになっておりまして、もう国の財政が何よりも破綻した状態になってしまっています。

この中で大きく国と地方の財政の仕組みを変えるということは、率直に言って私は殆ど不可能だと思っています。変えなければいけないことなのですが、これは、その大規模な税制改革をやり、端的に言えば増税が行われまして、その増税を行う機会に少しでも国と地方の財政の枠組みを変えるということに努めていく以外にないのではないかと思っています。

分権改革はまだ非常に時間のかかることなのではないかと思えます。

以上で私の話を終わらせていただきます。

どうもご清聴、ありがとうございました。

#### ●司会者

西尾様、ありがとうございました。

西尾様は、スケジュールのご都合により、ここでご退席なさいます。皆様、今一度大きな拍手をお願い申し上げます。

西尾様、ありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩を取らせていただきます。